



介護保険制度がかわりました！

今後、日本の社会はますます高齢化が進行していきます。介護保険制度を今後も持続し、「明るく活力のある超高齢社会」を築くため、**介護保険制度の見直し**が行われました。今回の見直しの主な内容は以下の通りです。

- 1 予防重視型システムへの転換（平成18年4月施行）
 - (1) 新予防給付の創設
 - (2) 地域支援事業の創設
- 2 施設給付の見直し（平成17年10月施行）
 - (1) 居住費食費の見直し
 - (2) 低所得者に対する配慮
- 3 新たなサービス体系の確立（平成18年4月施行）
 - (1) 地域密着型サービスの創設
 - (2) 地域包括支援センターの創設
 - (3) 居住系サービスの充実
- 4 サービスの質の確保・向上
 - (1) 情報開示の標準化
 - (2) 事業者規制の見直し
 - (3) ケアマネジメントの見直し
- 5 負担のあり方・制度運営の見直し（平成18年4月施行）
 - (1) 第1号保険料の見直し
 - (2) 要介護認定の見直し
 - (3) 市町村の保険者機能の強化



詳しい内容は市政だより2月号に掲載されています。

お問い合わせ等は八尾市介護保険課までご連絡下さい。

問い合わせ先 TEL 0729-24-9360